

水質検査計画をお知らせします

水道水の水質基準が、昨年改正されました。これに伴い、水道事業者の責任のもとでの自主検査と自己管理が義務づけられました。また、需用者に対して情報提供を行うことが規定されました。

須恵町では「水道検査計画」を策定し、みなさんに安全でおいしい水を飲んでいただくために、定期的に水質検査を行います。

項目とは
水質基準項目（50項目）
水道水の安全性と利便性を考慮し、水道法で定められた項目（一般細菌や大腸菌

など）です。
・毎日検査項目（3項目）
色・濁り・消毒の残留効果の3項目です。
場所とは 13か所の水源地

および各浄水場配水池です。
頻度とは 検査の項目によって、毎日行うものから年1回行うものまであります。
水質検査は、水源から蛇口にいたるまでの水質を確認し、水質基準に適合していることを保証するために必要な作業

です。
須恵町では、今まで以上に安心して水道水を利用していただけるように、本年6月からホームページで「水質検査結果」を公表します。

水質基準項目（50項目）

項目	基準値	備考
1 一般細菌	100個/ml	病原生物
2 大腸菌	不検出	
3 カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	無機物質 重金属
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	
8 六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	
11 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	一般化学 有機物質
12 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	
13 四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
14 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
15 1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下	
16 シス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
19 トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	
20 ベンゼン	0.01 mg/L以下	
21 クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	消毒副生 成物
22 クロロホルム	0.06 mg/L以下	
23 ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下	
24 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	
25 臭素酸	0.01 mg/L以下	
26 総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	
27 トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下	
28 プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	
29 プロモホルム	0.09 mg/L以下	
30 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	

31 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	色
32 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	
33 鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	
34 銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	味覚 色
35 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	
36 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	味覚
37 塩化物イオン	200 mg/L以下	
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	発泡
39 蒸発残留物	500 mg/L以下	
40 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	におい
41 ジェオスミン	0.00002 mg/L以下	
42 2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/L以下	発泡
43 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	
44 フェノール類	0.005 mg/L以下	におい
45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5 mg/L以下	
46 pH値	5.8-8.6	基礎的 性状
47 味	異常でない	
48 臭気	異常でない	
49 色度	5度以下	
50 濁度	2度以下	

備考 1の正式名:(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール
2の正式名:1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

行政相談委員に小林正利氏を委嘱

本町の行政相談委員に、小林正利氏(上須恵区)が、総務大臣から委嘱されました。行政相談委員は、地域でみなさんの身近な相談相手として、行政サービスに関する相談や行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付けています。そして、相談者への助言

や関係行政機関への通知などの仕事をこなしています。

問合せ先
行政相談員 小林正利氏
☎ 932・3759
役場総務課
☎ 932・1151

国民年金情報

特別障害給付金制度が始まります

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の人に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、「特別障害給付金制度」が創設されました。支給の対象となる人

昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金制度等に加入または受給等していた人の配偶者

平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生であつて、当時、任意加

入していなかった期間内に障害の原因となつた傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある人が対象となります。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象とはなりません。

平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金制度等に加入または受給等していた人の配偶者
平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生であつて、当時、任意加

国民健康保険税の税率などが変わります

今年度から、国民健康保険税に含まれている介護保険料の税率が、次のように変わります。

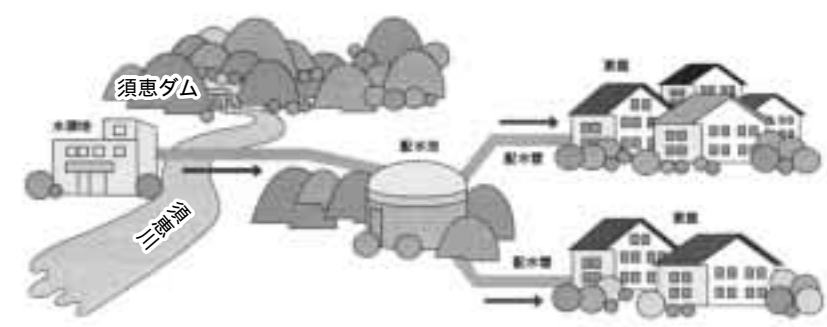
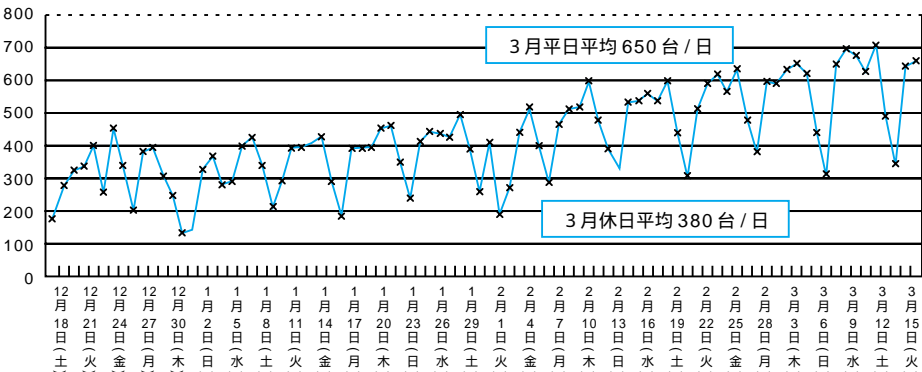
- ・所得割 1・28% 1・5%
- ・均等割(一人当たり) 6000円 6500円
- ・平等割(一世帯当たり) 3500円 4500円

利用交通量は順調に伸びています

当初の計画では、3月27日(日)をもって社会実験を終了する予定でしたが、須恵パーキングスマートインターチェンジは、「福岡県須恵PAスマートIC協議会」の判断により、9月17日(土)まで、社会実験の延長を行うことになりました。

須恵パーキングエリアスマートインターチェンジ社会実験
当初の計画では、3月27日(日)をもって社会実験を終了する予定でしたが、須恵パーキングスマートインターチェンジは、「福岡県須恵PAスマートIC協議会」の判断により、9月17日(土)まで、社会実験の延長を行うことになりました。

須恵PAスマートIC利用交通量の推移



問合せ先
役場水道課
☎ 932・1151